

UP 長崎 4 2018

Line up

- 1面 移りゆく時代に対峙する、変革への覚悟を
- 2面 平成30年度税制改正の重点ポイント① 所得拡大促進税制の改組について
- 3面 平成30年度税制改正の重点ポイント① 所得拡大促進税制の改組について
長崎オフィス Facebook!
- 4面 セミナーのご案内
税務calendar
- 特別編 求人方法のご紹介(中途採用)

私の大好きな桜は3月に満開を迎え、入社式では葉桜が新入社員を迎えることとなりました。

弊社の近くにある稲佐外人墓地や稲佐公園等の桜を眺めながら、昼休みに散策を楽しみました。桜の花に魅せられた西行(さいぎょう:平安時代末期の僧侶・歌人)は、「花を待つ 心こそなほ 昔なれ 春にはうとく なりにしものを(桜を待つ気持ちは今もなお昔と変わらないものであるが、人の世の春に疎遠となったのは老いゆえであろうか…)」と自らの老いへの哀愁も歌に詠み上げました。

「花の色は移りにけりな…」絶えず移ろいゆく時代の中、皆様におかれましてはお変わりなくお元気でいらっしゃいますでしょうか。

移りゆく時代に対峙する、 変革への覚悟を

「先の見えない時代」とは言われますが、明らかに見えていることもあります。それは「少子化と人口減少」です。未来の予測は難しいですが、人口動態だけはほぼ確実に予測が可能なので人口動態から予想されることは現実性が高いのです。

そのため①人手不足が加速するので生産性の向上が不可欠になる ②若手社員が少なくなるので年功序列の昇進・評価が成り立たなくなる ③高齢者や女性が活躍できる組織体制づくりが重要になる—これらについて真剣に模索していなければ、組織の存続が危ぶまれる、そのような時代がすぐそこに到来しています。

生産性向上のためには、IT・AIの積極的活用や業務の標準化(属人化の排除)が欠かせません。過去の成功体験を捨て固定概念を打ち破り、経営の外部環境の変化に適応し組織に変革を与えることが必要です。そのためには自ら常に変化する覚悟を持つことです。

長崎新聞(3/16)に松山市の明屋書店前社長小島俊一氏(出版取次業大手から出向)の講演内容が掲載されていました。明屋書店は愛媛県内を中心に80店舗を展開する大手書店ですが、出版業界の不況もあり経営不振で赤字続きでした。しかし一人もリストラすることなく再建を果たしました。

その要旨は次の通りです。①「従業員は財産かコストか」…財産と考え、社員のモチベーション(士気)を上げてイノベーション(技術革新)を起こさせ、財産にしていける経営姿勢が必要 ②事業戦略を考えるうえで有効なのが「自分の会社は何を売る会社か、世の中でどんな役に立っている

のか」を問い続けること ③将来が見通せない業界にとっては「変わらないこと」が最大のリスクになる ④経営の3要素は「(1)マネジメント(経営管理・人心掌握)」「(2)ファイナンス(財務・資金)」「(3)マーケティング(売り物・売り方・売り先は時代のニーズに合わせて変化させる)」…業種に関わらず共通する経営の本質が語られています。

欧米諸国では経営の本質を知り抜いている経営のプロがたくさんいます。「経営者」という職業が存在するのです。日産自動車を再建したゴーン氏はその典型です。日本企業の経営者の殆どは、社内での出世競争を勝ち抜いてきた人たちですが、叩き上げの経験則に基づくものとはいえ、その経営手腕は社内ですら通用するとしても他社でも同じように通用するかは不明です。特に米国経営者たちの大半はMBA(Master of Business Administration:経営学修士号)取得者です。彼らは大学院で寸暇を惜しみ猛烈に経営に関する勉強をして経営のプロになります。企業も彼らを将来の経営幹部として高額な年俸で採用します。

ちなみに、不動産ビジネスから富と名声を築き米国大統領になったトランプ氏も、MBAスクールランキングでは世界第三位のペンシルバニア大学ビジネススクール・ウォートン校の卒業生です。世界中を右往左往させているトランプ氏ですが、案外きちんと計算高い判断をしているのかもしれない。

政官財共に、森友文書問題で混乱しています。「パツとしない人間には2種類ある。言われたことができない者と、言われたことしかできない者だ」とはあるアメリカ実業家の言です。かと言って、「言われる前にやる、言われなくてもする」…本来は相手の気持ちを慮る意であるはずの「忖度」も、一線を越すと大きな問題になる危険がありますね。

一日の寒暖の差が激しい4月は「春バテ」の時季です。皆様ご自愛ください。



税理士法人アップパートナーズ
総代表 内田 延佳

平成30年度税制改正の重点ポイント① 所得拡大促進税制の改組について

長崎オフィス 社員税理士
内田 裕二

平成 30 年度税制改正において、従来からあった「所得拡大促進税制」について、「支援を深掘りするとともに、制度をシンプルにし幅広い企業の活用を推進」する改正が行われました。

下表では、中小企業者等（資本金 1 億円以下の法人等）の現行制度と改正案とを比較しています。

＜中小企業者等の所得拡大促進税制＞

	現行制度	改正案
対象期間	法人：平成 31 年 2 月決算期まで対象 個人：平成 30 年分	法人：平成 31 年 3 月期決算法人から対象 （平成 30 年 4 月 1 日開始事業年度から適用） 個人：平成 31 年分
適用要件	要件①(平成 29 年度) 給与等支給総額が平成 24 年度（基準年度）より 3%以上増加する。	要件 継続雇用者の平均給与等支給額が前年度比 1.5%以上増加する。（現行制度の要件③に増加率判定が加わった内容です。） ※税額計算上、給与等支給総額が前年度以上であることは必須。
	要件② 給与等支給総額が前年度以上である。	
	要件③ 平均給与等支給額が前年度を超える。	
税額控除	今期の給与等支給総額と基準年度の総額からの増加額について、10%の税額控除。 <u>※上乗せ措置</u> 要件③で平均給与等支給額が前年度より 2%以上増加したとき →前年度からの増加額について、22%の税額控除（10%+上乗せ12%）	今期の給与等支給総額と前年度の総額からの増加額について、15%の税額控除（拡充） <u>※上乗せ措置</u> 以下①と②を満たすとき ①要件につき前年度比 2.5%以上増加 ②教育訓練費等が前年度比 10%以上増加、又は中小企業者等経営強化法に基づいて経営力向上計画の認定を受ける。 →前年度からの増加額について、25%の税額控除（15%+上乗せ10%）

（※資本金 1 億円超の大法人の場合は、適用要件が前年度比 3%以上かつ減価償却費 ×90%以上の設備投資とされており、現実的には適用が困難になっています。）

このように、現行制度では 3 つの要件を順次クリアしていく必要がありましたが、改正案では下線部のみの要件と、シンプルになりました。これによって、基準期間との比較から前年度との比較になったため、前年度がない新設法人については適用ができなくなりました（実に残念!）。

また、平均給与の対象になる継続雇用者の考え方も見直しされ、当期及び前期の全期間の各月に給与支給がある雇用者となります。つまり、2 期まるまる在職している方

の平均給与で判定することになりました。

他方、税額控除率は 10%→15%へ拡充され、適用時の恩恵が大きくなりました（※ただし、法人税額の 20%が控除の上限額となります）。

（→3 面へ続く）

平成30年度税制改正の重点ポイント① 所得拡大促進税制の改組について

(←2 面より続き)

以下、改正案での適用モデルを見てみましょう。

例：雇用者の給与等支給総額 前期 3,300万円 → 今期 3,500万円
うち、継続雇用者 10名 前期 3,000万円 → 今期 3,060万円
うち、非継続雇用者 2名 前期 300万円 → 今期 440万円

①要件判定

- ・ 29年度：3,000万円 ÷ (10人×12ヶ月) = 平均給与25万円
- ・ 30年度：3,060万円 ÷ (10人×12ヶ月) = 平均給与25.5万円
- ・ 30年度 / 29年度 = 25.5万円 / 25万円 = 1.02 → 伸び率 2.0% ≥ 1.5%
→ 要件クリア。

②税額控除額

3,500万円 - 3,300万円 = 増加額 200万円 → 200万円 × 15% = 税額控除30万円
(ただし、上限は法人税額 × 20%)

所得拡大促進税制は企業の経費の中でも大きな金額を占める給与・賞与をベースに計算するため、適用できれば大きな節税になります。ご提供しています月次報告書の「前期比較損益計算書」で給与・賞与が増えている場合には適用可能性があります。加えて経営者の皆様の感覚として、一人一人への平均支給額が上がっているようでしたら、早めに計算してご活用を検討されてはいかがでしょうか。

詳細は是非、弊社担当者にご相談下さい。

長崎オフィス Facebook！

今回のFacebook投稿記事コーナーでは、補助金・助成金情報や経営サポートミミヨリ情報を多く投稿しました。代表的なものをご紹介します。

◇『ミラサポ(中小企業庁のビジネスサポートサイト)』のご紹介 H30.3.26 UP!

<https://map.mirasapo.jp/area/420000/lists/>

随時の公募で、しかも様々なサポート体制がありますので、ぜひ一度ご覧ください！

◇【補助金・助成金情報です!】 H30.3.26 UP!

技術開発推進機関のNEDO様による助成金です。

☆助成額・助成率：2億円(2/3以内)

◇「平成29年度補正予算 ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」公募開始! H30.3.1 UP!

☆補助上限額・補助率 500万円または1,000万円(2/3以内)

◇『平成29年度補正予算 小規模事業者持続化補助金』 H30.3.22 UP!

☆補助上限額：原則50万円(2/3以内)

◇平成30年度予算「商業・サービス競争力強化連携支援事業(新連携支援事業)」 H30.3.14 UP!

☆補助上限額3,000万円

◇平成30年度予算「下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金」 H30.2.20 UP!

☆補助額：100万円～500万円または100万円～2,000万円(2/3以内)

◇消費税の軽減税率対策補助金の期限が公表されました! H30.2.23 UP!

☆申請期限：2019年12月16日(月)

◇労働関係助成金 割増情報(生産性向上対象事業者) H30.2.1 UP!

最新の情報を掲載しリンク先を記載しておりますので、対象となりそうな補助金・助成金がありましたらぜひリンク先もご覧ください! また、共感いただける記事にはぜひ、「いいね!」や「シェア」をお願いいたします!



長崎オフィス
Facebook 登録コード

2018.4

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20 ★1	21
22	23	24	25 ★2	26	27	28
29	30	1	2	3	4	5

2018.5

日	月	火	水	木	金	土
29	30	1 ★3	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26 ★1
27	28	29	30	31 ★4	1	2

セミナーのご案内

株式会社 内田会計事務所 主催 ★1
2018 年介護報酬改定の対応策

地域医療ビジョン策定や地域包括ケアシステム構築の推進が
織り込まれた2018年診療・介護報酬同時改定が施行されました。
本セミナーでは、株式会社 M&C パートナーコンサルティング 取締役
医業経営コンサルタント 酒井 麻由美 先生を迎え、最新の情報をもとに今から
取り組んでいくべき対応策をお伝えします。

日 時 平成30年5月26日(土)
14:00～17:00(開場 13:30)

講 師 株式会社 M&C パートナーコンサルティング 取締役
医業経営コンサルタント 酒井 麻由美 先生

場 所 長崎県総合福祉センター 会議室
(長崎市茂里町3番24号 095-846-8603)

受講料 お一人様 3,000円(税込)

定 員 先着50名様

【税務calendar】

▶ 所得税振替納税 ▶ 消費税振替納税
【振替日】4月20日(金) ★1 【振替日】4月25日(水) ★2
(上記2点については、金融機関の残高にご注意ください！)

▶ 2月決算法人の確定申告・消費税の確定申告
【申告期限】5月1日(火) ★3

▶ 8月決算法人の中間(予定)申告・消費税の申告
【申告期限】5月1日(水) ★3

▶ 軽自動車税の納付期限
【納付期限】5月31日(木) ★4

▶ 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付
【納付期限】5月31日(木) ★4

▶ 延納届出に係る延納税額の納付期限
(3/15までに申請・半額納付がされている場合のみ。)
【納付期限】5月31日(木) ★4

アップパートナーズグループのご案内

■ 税理士法人 アップパートナーズ

【福岡本部】 〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-6-1 九勤筑紫通ビル 9 階
TEL: 092-403-5544 FAX: 092-403-6320

■ 株式会社 内田会計事務所

【長崎オフィス】 〒852-8008 長崎県長崎市曙町 4 番 9 号
TEL: 095-861-2054 TEL: 095-861-2064(業務時間外) FAX: 095-862-8885

■ 一般社団法人 相続手続支援センター

【島原オフィス】 〒855-0802 長崎県島原市弁天町 2 丁目 7396-4 サムティ島原ビル 2 階
TEL: 0957-62-0555 FAX: 0957-62-0556

■ 一般社団法人 昇継

【佐賀オフィス】 〒848-0035 佐賀県伊万里市二里町大里乙 1766-4
TEL: 0955-23-6712 FAX: 0955-22-2783

■ 社会保険労務士法人 かぜよみ(福岡・佐賀)

【佐世保オフィス】 〒857-0862 長崎県佐世保市白南風町 1-13JR 九州佐世保ビル 2 階
TEL: 0956-76-8189 FAX: 0956-76-8199

■ 株式会社 菅村経営(福岡・佐賀)

【北九州オフィス】 〒802-0006 福岡県北九州市小倉北区魚町 1 丁目 4-21
TEL: 093-512-3555 FAX: 093-512-0022

■ 株式会社 forte ONE

■ 司法書士法人ハートトラスト

お問い合わせ・ご相談はこちらまで



info@upp.or.jp



http://www.upp.or.jp

UPP

検索